

内灘町生活安全対策協議会

平成 23 年度 第 2 回会議議事録(概要)

<開 会>

◆会長挨拶（会長欠席のため副会長が代行）

町より、夏場における内灘海岸の安全対策を議題として協議要請があり、会議を開催することとなりました。内灘町の魅力の一つである内灘海岸の今後について、皆様より忌憚のないご意見をいただきたい。

<議題「夏場の内灘海岸について」>

◆現状説明（山田都市整備部長）

○浜茶屋の運営について

・ 7月16日～9月15日 夜間24時まで運営。

※18時以降の飲食店の営業については、食品衛生法による県の飲食店営業許可により営業。

○ライフセーバーの設置について

本年より、「セキュリティーセンター」を設置し、NPO 内灘ライフセービング協会のライフセーバーと水上バイクが配置されている。

○海難事故の発生

◆問題点について

○騒音問題

- ・ 夜間の花火による騒音
- ・ 夜間の海岸へ向かう車両による騒音

○日中の海水浴場へ向かう車両による近隣の混雑による苦情

○夜間の海水浴場駐車場問題

○ごみ問題

・ 組合と町が毎週処理しているが、ごみがでる量が多く、追いつかない状況。

○夜間、飲食店終了後も一部人が残っており、飲酒していることもあるため、トラブルも起きている。

⇒夜間のトラブル防止のため、今年度は津幡警察署に協力いただき、夜間のパトロールを行ってもらっている

＝上記の問題について＝

・ 浜茶屋の運営が夜間遅くまでにおよんでいることも問題に繋がると思われる。
全国の浜茶屋の運営時間を一部調べたが遅くとも午後11時、ほとんどが夕方ないし、午後10時ごろまでには終わっている。内灘町は午後12時までであり、営業時間はかなり長い。

○死亡事故について

事故後は県、市、町等で集まって対応を検討している。離岸流が強いことが原因の一つであり、ほとんどが遊泳区域外での事故である。町で事故防止のため、できる限り対策を講じたいと考えている。

◆地元町会(千鳥台町会)による説明

夜間の騒音などについては津幡警察署の移動交番の設置以後は非常に静かになってきている。

ただし、浜茶屋の運営が飲食店として夜間遅くにまでおよんでいることが疑問である。多くの方が利用する海岸であるため、浜茶屋の運営期間や時間についても、多くの方の意見を参考にしながら話をしていく必要がある。

◆津幡警察署による、事件・事故についての説明

移動交番の設置前の平成19年は事件、事故、その他騒音苦情等での通報は60件以上であったが、平成20年以降の移動交番設置後については、通報は20件前後で推移している。

◆金沢海上保安部による海難事故等の説明

内灘町では3件の事故、近接する粟ヶ崎では多数の事故が起こっている。

海開き前から離岸流事故に注意するよう、啓発活動を行なったが、事故が減らないのが現状。海岸の監視体制の強化が望まれる。

◆質疑応答

Q：浜茶屋の営業日程をのばしたことで問題が起こっていると思う。来年からは少し考えていく必要があるのではないか。

A：浜茶屋の営業は6月1日から9月30日までと、条例で決まっており、その期間内であれば県は許可せざるをえない。現在千鳥台町会と内灘海水浴場海の家管理組合が交わしている覚書の中で、営業時間や期間については話し合ってもらうしかないのではないか。

Q：海岸の監視体制をもう少し強化すべきでは？

A：内灘海水浴場では、今年からライフセーバーの資格を持った方が常時配置されている。(有資格者 平日1名、休日2名) 県の設置基準が明確でないため、このあたりを県はどのように考えているかも確認する必要がある。

Q：内灘町の監視体制は先ほどライフセーバーの話もありましたが、どうお考えですか。また、9月以降は海水浴場の遊泳はどうなっていたのか。

A：ライフセーバーが配置されているのは県内では内灘町だけ。またライフセーバーによる救助が非常に効果的であったことから、来年以降についても、ライフセーバーの方々に協力していただければと考えている。ライフセーバーは本年は8月の最終日まで配置され

ておりました。9月以降の海岸については海水浴場ではなく飲食店の運営のみであり、遊泳をさせないような処置をしていた。

Q：セキュリティーセンター設置後、水上バイクは何台配置していたか。

A：水上バイクについては1台配置されていた。

Q：現地のサーファーに話を伺う機会があり、彼らが子供等を助けた実績があった。サーファーの方々とも協力していけば良いのでは。

A：団体に所属しているわけでもなく、個人的に不定期に海岸にいらっしゃるだけですので、協力いただくのは難しいと思います。

Q：海岸の入口を遊泳禁止時に物理的に塞ぐなど、強制的に海岸へ入るのを防ぐことは難しいのでしょうか？

A：海岸管理者の県は、海岸は自由使用とのことで、町としては強制的に進入禁止にする権限はない。また遊泳禁止時も飲食の営業を浜茶屋が行っているため難しい。

◆その他のご意見

- ・地元の海岸だが、怖い雰囲気があり、利用していない。せつかくの内灘町の海岸なので、町で子供たちも安心して使えるような海岸にする気運を高めるべき。
- ・監視員の人数を増やした方がいい。また広い目で見て日本三大砂丘である内灘砂丘を明るい方向にもって行っていただけるよう期待している。
- ・内灘の海水浴場は内灘町の魅力の一つ、やはり魅力ある海岸を作るために、今後も意見を出し合うなどして、気運を高めていく必要がある。

◆会議の総括

山田都市整備部長

これらの問題については海岸の管理者である県とも現状改善のため、海岸のあり方について、何度も協議を続けている。また現状、町できることは進めているつもりですが、それでも苦情はある。町の権限でおこなえないことは県に要望していくことも必要。そのため今回皆様にご意見を求めた。

副会長

今回は皆様も状況がなかなか分からない状態で会議に参加されたのではないかと考えている。今回は現状の報告をしていただき、委員の皆様にも関心をもっていただいて、今後も意見を出していきたいと考えている。また、権限をもっている方々にも、尽力いただきたい。